

様

居宅介護支援 介護予防支援

重要事項説明書

おちあい居宅介護支援事業所

〒719-3141 岡山県真庭市上市瀬351-1

TEL 0867-52-7730

FAX 0867-52-7731

居宅介護支援・介護予防支援

重要事項説明書

1 事業所の目的

事業所は、利用者(介護サービスを受けられる方)の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、「居宅サービス計画」「介護予防サービス計画」を作成し、指定居宅サービス、指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう主治医やサービス提供事業所との連携その他の配慮を行います。

2 運営の目的と方針

「要介護状態」または「要支援状態」にあるご利用者に対し、意思及び人格を尊重し公正・中立かつ適切な「居宅介護支援」または「介護予防支援」を提供することを目的とします。その実施に際しては、ご利用者の居宅を訪問し、「要介護者」「要支援者」の有する能力やおかれている環境等の課題分析を通じて、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」「介護予防サービス計画」(以下「居宅サービス計画等」といいます)の作成を行います。

また、提供を受けている指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所等、関係機関、市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議の開催等を通じて実施状況の把握に努めます。

3 おちあい居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名称	おちあい居宅介護支援事業所(2007年3月名称変更)		
所在地	岡山県真庭市上市瀬351-1		
電話	0867-52-7730		
介護保険指定番号	居宅介護支援・介護予防支援	3373400153	
通常の事業実施地域	真庭市(旧落合町・旧北房町)	美咲町(旧旭町)	

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 当事業所の職員体制

	資格	常勤・非常勤	業務内容	計
管理者(兼務)	主任介護支援専門員	常勤 1名	業務の管理 居宅介護支援の提供	1名
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	主任介護支援専門員 2名 介護支援専門員 1名	常勤 常勤	居宅介護支援の提供	3名

※ 介護支援専門員1名あたりの担当利用者数は40名までを上限とする。

(3) 営業日及び営業時間

月～金曜日	午前9時～午後5時まで
土曜日	午前9時～正午
休日	日曜日、祝日、6/1、8/13～8/15、12/30～1/3はお休みさせていただきます。 事業所直通の電話でつながらない場合には、各担当ケアマネの業務用携帯にご連絡下さい。

(4) 居宅介護支援の実施概要

事 項	備 考
課題分析およびモニタリングの実施方法	<p>『利用者の実態把握』 介護支援専門員(ケアマネジャー)は、居宅介護サービス計画等の作成にあたっては、利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、そのおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき課題を把握します。</p> <p>『居宅介護サービス計画の原案作成』 介護支援専門員(ケアマネジャー)は、利用者、家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標・達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成します。</p> <p>『サービス担当者との連携』 介護支援専門員(ケアマネジャー)は、居宅サービス計画の原案に位置づけたサービスの担当者から、会議の招集、照会等により当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求めます。 利用者が医療サービスを希望している場合には、主治医に意見を求めると共に主治医などにより円滑な連携を行います。</p> <p>『利用者の同意』『居宅サービス計画書の交付』 介護支援専門員(ケアマネジャー)は、利用者又はその家族に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により同意を得ます。 居宅サービス計画書を主治の医師等及び指定居宅サービス事業所等にも交付します。</p> <p>『モニタリングの方法』 ① 要介護者 <要介護1～5> その後、少なくとも月1回はご利用者の居宅を訪問し、ご利用者と面談の上サービスの利用状況、目標に向けた進行状況、生活上の変化などを確認させていただき記録します。 また、ご利用者の状態が安定しているなど、一定の要件を満たした上で、ご利用者の同意およびサービス担当者会議で主治医、担当者その他の関係</p>

	<p>者の合意が図られた場合、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことができます。その際は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集します。なお、少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問します。</p> <p>② 要支援者 <要支援1・2></p> <p>その後、少なくとも3か月に1回はご利用者の居宅を訪問し、ご利用者と面談の上サービスの利用状況、目標に向けた進行状況、生活上の変化などを確認させていただき記録します。なおご利用者の状態に変化があった場合や生活を支援するために必要な場合は、随時訪問、面接、電話などをいたします。</p> <p>居宅を訪問しない月（テレビ電話装置等を活用して面接をする月は除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所等を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により連絡を実施します。</p>
利 用 料 金	<p>要支援・要介護の認定を受けておられる方は、介護保険から全額給付されるため、ご利用者負担はありません。</p> <p>（事業所は法律の規定に基づいて、介護保険から下記のサービス利用料金に値する給付を直接受領しています）</p> <p>居宅介護支援の実施に際しての利用料金は「別紙1」の通りです。</p> <p>介護予防支援の実施に際しての利用料金は「別紙2」の通りです。</p>
研 修 の 参 加	<p>現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加します。</p>
担 当 者 の 変 更	<p>担当の介護支援専門員の変更を希望する際は対応可能です。</p>

4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

おちあい居宅介護支援事業所	担当	坂本直美	電話	0867-52-7730
または、医療法人社団井口会	担当	安東正典	電話	0867-52-1133

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は、苦情主訴者から詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者に事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得を得られるよう努めます。

(3) サービス事業者に対する苦情対応方針等

サービス事業者による苦情対応状況を正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、改善に向けた対応がなされるよう、サービス事業者との十分な話し合い等を実施します。また、その後も必要に応じサービス事業者を訪問しよりよいサービス提供が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口（当所以外に県市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることもできます。）

真庭市役所 健康福祉部高齢者支援課 電話 0867-42-1074

美咲町役場 長寿しあわせ課 電話 0868-66-1115

岡山県国民健康保険団体連合会 電話 086-223-8811

※土・日曜日、祝日、年末年始等はお休みがありますので、ご確認ください。

5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した、ご利用者の身体的または精神的な通常と異なる状態についてサービス事業者から連絡があった場合は、下記のと通りの対応を致します。

① 事故発生の報告

事故によりご利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

② 処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を明確にし、ご利用者および市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

6. 緊急時の対応方法

サービス事業者からご利用者の身体状況の急変等、緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い適切に対応します。

7. 主治の医師及び医療機関等との連絡

ご利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、ご利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで、ご利用者の疾患を踏まえた支援を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために以下の対応をお願いします。

- ① ご利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業所が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また、入院時には、ご利用者またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。「別紙 5つのお願い」

8. 他機関との各種会議等

- ① ご利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施する会議について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考に行います。また、会議の開催方法として、参集にて行うもののほかに、テレビ電話装置等を活用して実施する場合があります。
- ② ご利用者等が参加して実施する会議について、ご利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置

等を活用して実施する場合があります。

9. 秘密の保持

①介護支援専門員及び事業者に所属する者は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

②利用者利用者及びご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者及びご家族の個人情報を用いません。

10. ご利用者自身によるサービスの選択と同意

① ご利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を、下記の通り適正にご利用者またはご家族に対して提供するものとします。

- ・指定居宅介護支援・指定介護予防支援の提供の開始に際し、予めご利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事ができること、ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所・指定介護予防サービス事業所等の選定理由を求めることができることを説明します。
- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、ご利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画等の原案を提示することはいたしません。
- ・当事業所がケアプランに位置付けている訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は「別紙3」の通りです。
- ・居宅サービス計画等の原案計画に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議を開催、またはやむをえない事由で開催ができない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、ご利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

主治の医師等が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った支援を実施いたします。具体的には、ご利用者またはそのご家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握を実施します。その際にご利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者等へ提供することで、その時々状態に即したサービス提供の調整等を行います。

11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 3. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

1 4. 身体的拘等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

居宅介護支援費 基本報酬

居宅介護支援費 I

居宅介護支援 (i)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 未満である場合又は 45 以上である場合において、45 未満の部分 (指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数とする)	要介護 1・2	1086 単位
		要介護 3・4・5	1411 単位
居宅介護支援 (ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、45 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	544 単位
		要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援 (iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、60 以上の部分	要介護 1・2	326 単位
		要介護 3・4・5	422 単位

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて、居宅介護支援を行った場合	所定単位数の 5% を加算
------------------------	----------------------------------------------------------	---------------

居宅介護支援費 [減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80% 以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1 月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が 2 月以上継続している場合	基本単位数の 50% に減算 算定不可
同一建物減算	居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅	所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定

	介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者又は居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して居宅介護支援を行った場合	
高齢者虐待防止措置未実施減算	厚生労働大臣が定める高齢者虐待防止のための基準を満たさない場合	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
業務継続計画未策定減算	業務継続計画を策定していない場合	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（令和7年4月以降）

特定事業所加算（Ⅱ） 421単位/月

当事業者は、特定事業所加算（Ⅱ）の算定事業所として質の高いケアマネジメントを行うように努めています。

算定要件		加算 （Ⅰ） (519 単位)	加算 （Ⅱ） (421 単位)	加算 （Ⅲ） (323 単位)	加算 （A） (114 単位)
ホ	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	2名以上	○ 1名以上	1名以上	1名以上
ホ	常勤かつ専従の介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	3名以上	○ 3名以上	2名以上	常勤1名かつ常勤換算2名以上
ホ	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること		○		
⑤	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること		○		(連携でも可)
⑥	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～要介護5である者が4割以上であること		×		
⑦	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること		○		(連携でも可)
⑧	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること		○		

⑨	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること		○		
⑩	特定事業所集中減算の適用を受けていないこと		○		
⑪	介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満)であること		○		
⑫	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること		○		(連携でも可)
⑬	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること		○		(連携でも可)
⑭	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること		○		

特定事業所医療介護連携加算 125 単位

算定要件	
ホ	前々年度の3月から前年度の2月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること
ホ	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること ※ 令和7年3月31日までの間は、5回以上算定していること ※ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15以上であること
ホ	特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを算定していること

加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所への入院当日中に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位

退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
退院・退所加算（Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
通院時情報連携加算	利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師または歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の医師の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位

ご利用者の費用負担が発生する場合

- ・保険料の滞納などにより、給付制限が行われている場合
- ・その他、適正に本事業を遂行するにあたって、やむを得ない理由でご利用者負担が妥当と認められる場合

なお、ご利用者負担費用が発生した場合には、月末締めにて請求書を発行いたします。受領しました際には領収書を発行いたします。

諸事情にて保険給付がなされずに自己負担となった場合には、領収証明書を市区町村担当課に提出しますと還付払いの対象になる場合があります。詳しくは該当事由発生時にご説明いたします。

介護予防支援費	基本報酬
---------	------

介護予防支援費

居宅介護予防支援費（Ⅱ）	要支援1・要支援2	472単位
--------------	-----------	-------

初回加算	新規として取り扱われる介護予防サービス計画を作成した場合	300単位
------	------------------------------	-------

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて、居宅介護支援を行った場合	所定単位数の5%を加算
------------------------	----------------------------------------------------------	-------------

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

高齢者虐待防止措置未実施減算	厚生労働大臣が定める高齢者虐待防止のための基準を満たさない場合	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
業務継続計画未策定減算	業務継続計画を策定していない場合	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (令和7年4月以降)

ご利用者の費用負担が発生する場合

- ・保険料の滞納などにより、給付制限が行われている場合
- ・その他、適正に本事業を遂行するにあたって、やむを得ない理由でご利用者負担が妥当と認められる場合

なお、ご利用者負担費用が発生した場合には、月末締めにて請求書を発行いたします。受領しました際には領収書を発行いたします。

諸事情にて保険給付がなされずに自己負担となった場合には、領収証明書を市区町村担当課に提出しますと還付払いの対象になる場合があります。詳しくは該当事由発生時にご説明いたします。